

第2節 みどりの保全 ― 市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例の制定 ―

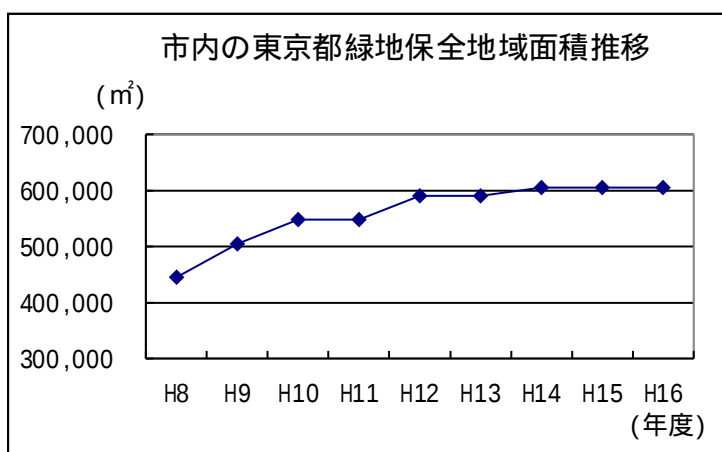
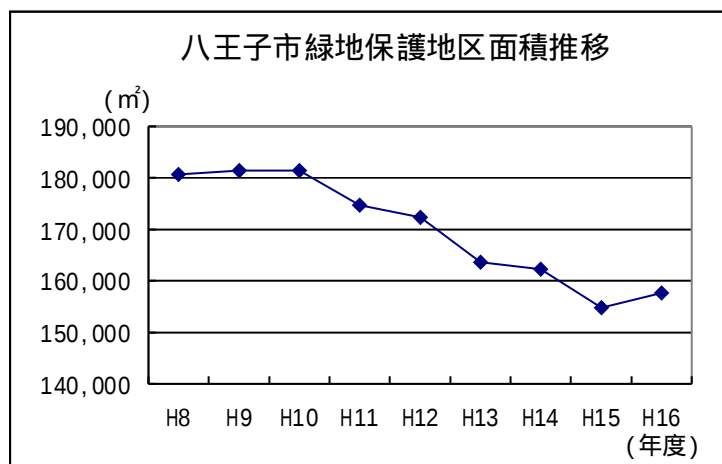
1. 緑地保全の現状

八王子は山地や丘陵地、台地など多様な地形や植生など豊かな自然環境をもち、緑地が市域の6割以上を占める都内でも有数のみどりが多く残る地域です。

本市の定住志向の理由として「緑が多く自然に恵まれている」という回答が16年度市政世論調査においてもトップを占め、市民のみどりに対する要望が強いことがあらわれています。

また、みどりは、市民生活にやすらぎやうるおいを与えるだけでなく、地球温暖化の原因にもなっている二酸化炭素を吸収し（年間1ヘクタールあたり約3.9トン）その環境浄化作用が大きな注目をあつめています。

現在、貴重な緑地を八王子市の緑地保護地区や東京都の緑地保全地域に指定し、その保全を図っているところですが、市街地を取り巻く森林・樹林地・農地は、農林業従事者の高齢化・後継者不足で管理が充分に行き届かないことや開発などにより土地が改変され、昭和45年に61%を占めていた樹林地率が平成9年には、47.5%まで減少するなど、全体的にみどりの減少が進んでいます。とりわけ、中心市街地では、緑被率が10%を切って、まとまったみどりが少なくなっています。そこで、この尊いみどりを保全し、次世代に継承していくための新たな施策の実施が、今一番求められています。



2. 緑地保全の取り組み

(1) 緑地保護地区の指定

八王子市緑化条例に基づき、土地所有者と一定期間の協定を結び、緑地保護地区として指定することで民有の樹林地の保全を図るもので、維持管理経費の一部を支援し、適正な管理を行うとともに、伐採などの行為については、届け出を義務付けています。16年度には、新たに大谷緑地保護地区（面積5,649㎡）を指定し、平成17年3月31日現在、14箇所、指定面積157,606㎡となっています。

(2) 東京都の緑地保全地域の指定

東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、樹林地、水辺地等が単体又は一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な区域を緑地保全地域に指定し、都民の大切な財産として未永く残していこうとしています。指定地域は平成17年3月31日現在、11箇所、面積605,597㎡に及んでいます。

(3) 多摩の森林再生事業

森林の働きを回復させるため、東京都と森林所有者の間で協定を結び、手入れが行われず荒廃しているスギ・ヒノキの人工林の間伐を、市が東京都から受託し、実施しています。

年 度	H14	H15	H16
間伐実施面積（ha）	24.5	62.7	78.8

(4) 生産緑地地区のみどり

市街化区域内の農地は、新鮮・安全な作物の供給とともに、災害時の防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、環境保全機能、都市にうるおいを与える機能など、多面的な機能を担っています。指定面積は少しずつ減少していますが、17年度から、生産緑地地区の追加指定を行い、市街化区域内農地の保全と指定面積の拡大を図ります。

年 度	H12	H13	H14	H15	H16
指定面積（ha）	282.7	278.7	276.3	273.0	270.5

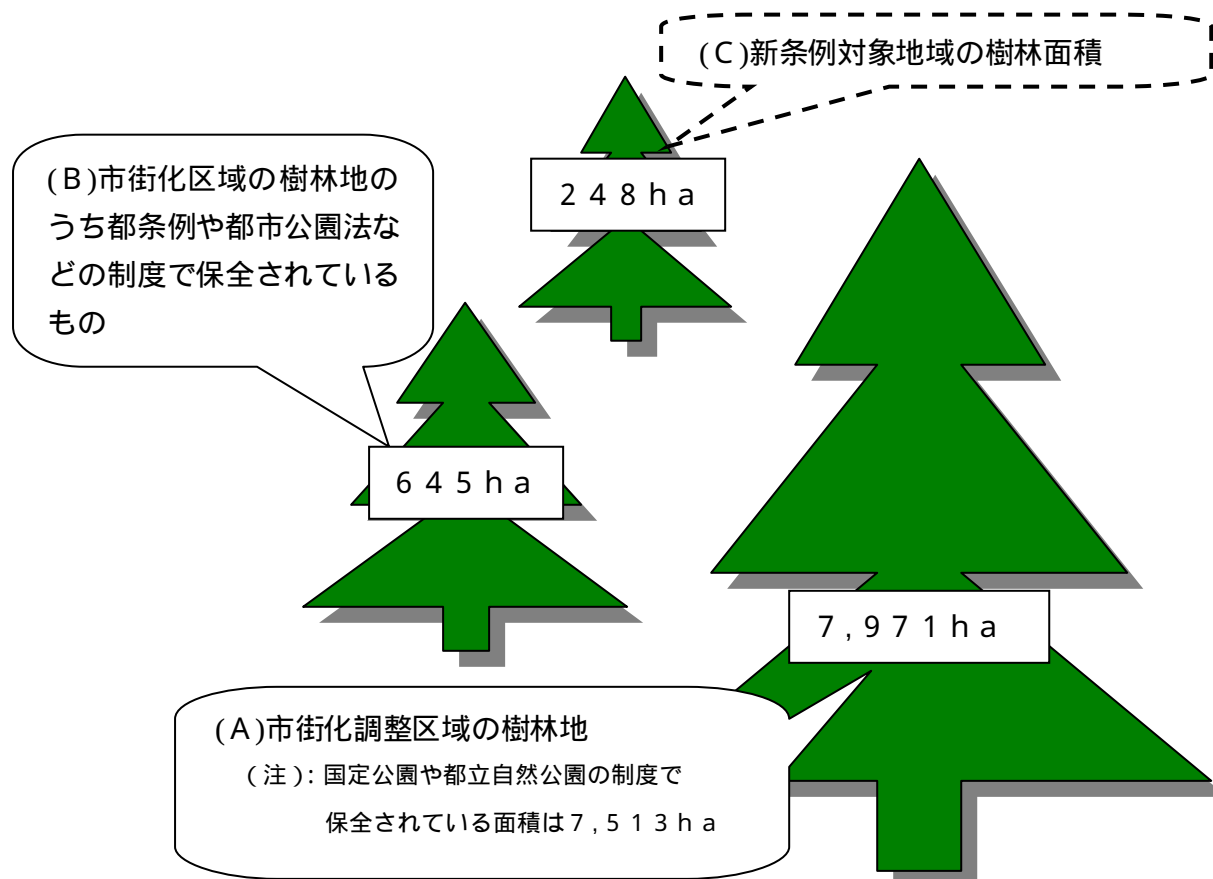
3．条例制定の背景

市街地にある丘陵地、特に斜面に残る緑地は、近年の宅地化などにより序々に減少しており、今までその保全に取り組んできましたが、法や都条例等による十分な保全措置もないことから、この貴重なみどりを守っていくことが非常に困難な状況になっています。

これらの斜面緑地のみどりは、わたしたちの身近な生活圏内にあり、その自然の景観は心を豊かにするだけでなく、それと深いかわりを持つ動植物の生息地となっており、また、木々による環境浄化作用を通して健康保持にも大きな影響を及ぼしています。

そこで、この残り少なくなっている斜面緑地のみどりを保全できるような新たな仕組み作りに取り組み、新しい条例「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を平成17年3月28日に制定しました。

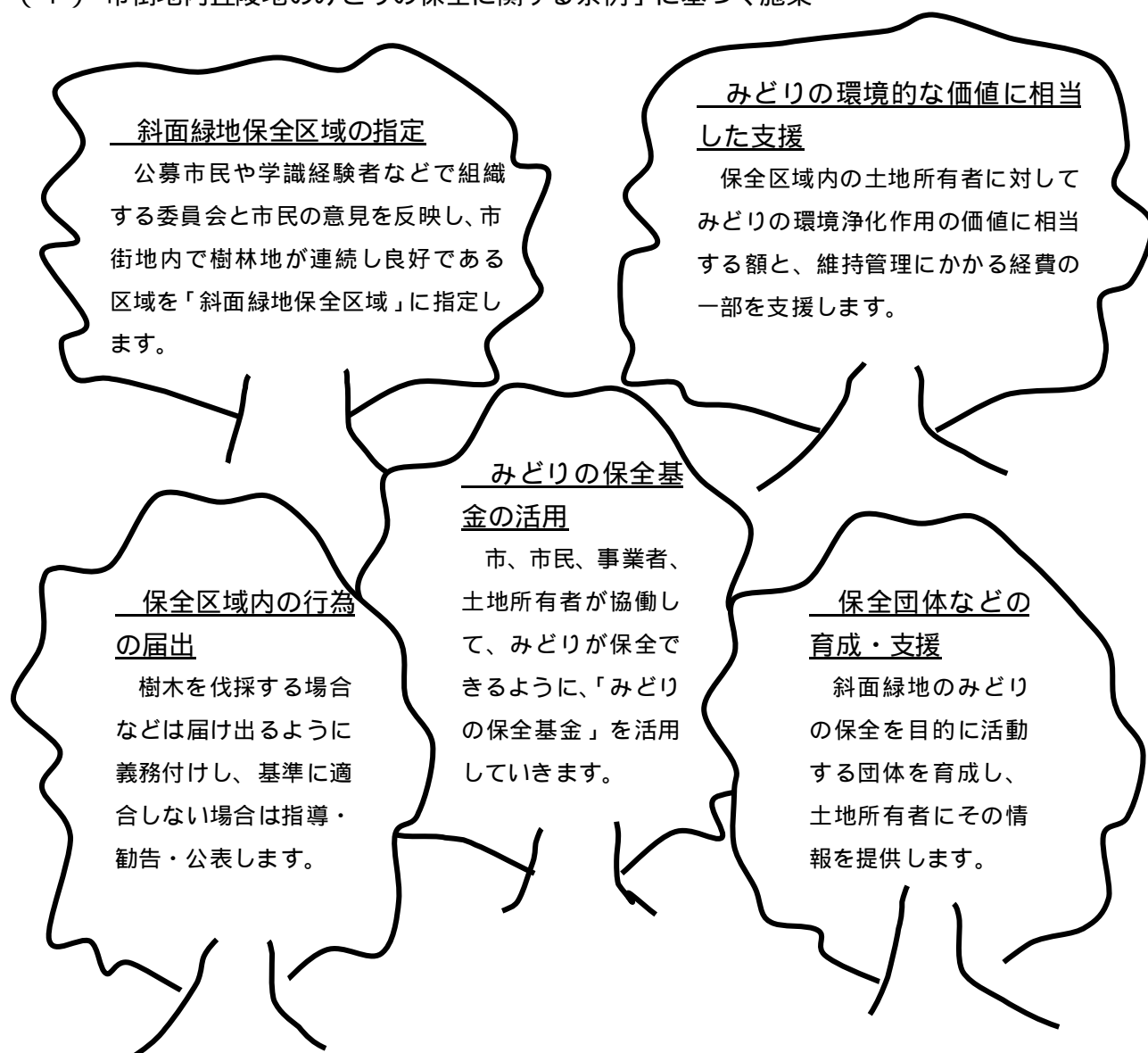
市内の樹林地面積 8,864ヘクタール (A)+(B)+(C)



4．新たな施策

市街地にある丘陵地の斜面に残る緑地のみどりを市、市民、事業者及び土地所有者が一体となって保全していくため、それぞれの責務を明らかにするとともに、保全すべき緑地の指定とこれに伴う支援や緑地の管理の基本的事項を定めた新たな条例「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を制定するとともに、その施策の実現を図るため「緑化基金条例」を改正し「みどりの保全基金条例」を制定しました。

(1)「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づく施策



(2) みどりの保全基金の活用

市街地の丘陵地に残る緑地など、市民共有の貴重な財産であるみどりの保全と中心市街地などの緑化を推進するため、「緑化基金条例」を改正し「みどりの保全基金」を制定するとともに、その財源として新たにごみ指定収集袋の収入を繰入れ、基金の充実を図ります。

5．みどりの保全のための緊急的措置

条例施行前に開発の危機などにさらされている緑地については、17年度予算で、「ミニ市場公募債」を財源として公有化を図り、市民の行政への積極的参加とみどりの恒久的な保全を進めます。

6．今後の展開

今後、斜面緑地保全委員会などの意見を聞きながら、新しい条例に基づく斜面緑地保全区域の指定、土地所有者への支援及び維持管理のための保全団体の育成を開始するとともに、従来の緑地保護地区については斜面緑地保全区域に指定変更し、貴重なみどりの保全に努めます。

7. 評価

環境基本計画における5つの重点取り組みの内「みどり」の分野について、市の担当所管が総合評価したものを市内環境調整委員会が総括評価し、その評価を環境推進会議において相互評価しています。

評価の段階は下表のとおりとなります。

大きな成果をあげた
当初の目標を達成した
今後努力が必要

相互評価

<市の内部総括評価>

市街地内のみどりを保全するための新たな制度として、新条例を制定したことは高く評価できる。

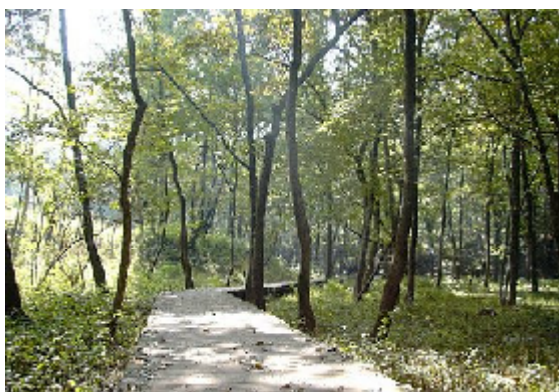
今後は、条例に基づき斜面緑地保全区域の指定を積極的に展開すべきである。また、緑地保護地区の新たな指定や公園アドプト事業も順調に進んでおり評価できるが、里山や巨樹・名木などの保全については進展がなく、積極的に取り組む必要がある。

森林再生事業及び里山保全のしくみづくりについては、東京都と充分調整し取り組むこと。

<環境推進会議での相互評価>

新条例による緑地保全のしくみは、民有地のままの保全が原則であるので、土地所有者の意向を踏まえて、市民がボランティアで維持管理できるよう、市がしくみをつくってほしい。

また、里山保全についても積極的な取り組みをお願いしたい。



小宮公園の雑木林



上恩方の田園風景